

高齢者や障害者の皆さんに 福祉サービスを紹介します

65歳以上の高齢者や障害者に対するサービスのうち、皆さんから申請が必要なものを
中心にサービスの一部を簡単にご紹介しています。お気軽にご相談ください。

◇高齢者の皆さんへのサービス

1 総合相談

高齢者やその家族の福祉に関する総合的な相談に応じ、適切な保健福祉サービスが受けられるよう援助します。秘密は厳守。電話での相談は24時間受け付けています。

【利用料】

原則として無料

【問い合わせ先】

在宅介護支援センターあじさい
☎0869-34-6368
邑久在宅介護支援センター
☎0869-22-9503
長船荘在宅介護支援センター
☎0869-26-4772

市社会福祉協議会

(午前8時30分～午後5時15分)
☎0869-22-2940

2 高齢者等見守体制整備事業

家庭での事故や突然の病気のとき、本体やペンダントのボタンを押すと緊急通報センター(委託業者)に通報が入り、協力員と連携して対応します。

【対象者】

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など(身体状況、生活環境などを調査し、本事業の提供により自立や介護予防を阻害されない人)

3 家族介護用品支給

寝たきり高齢者などを介護している家族に、介護用品(紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー)の購入費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減します。

所得要件や寝たきり高齢者の状況などにより、対象外になることもありますので、必ず事前にご相談ください。

【対象者】

介護認定要介護4・5と認定された市市民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している同居の家族
原則として申請月の翌月分からの利用で、毎年利用申請が必要です。
4 高齢者住宅改造助成
手すりの取り付けやトイレの改造など、高齢者向け住宅改造の助

成を行います。ただし、助成金の上限があります。

支給決定前の工事着工は、対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。

【対象者】

要介護認定で、要支援・要介護に該当する人で、介護保険の住宅改造助成を利用する人

5 配食による高齢者等見守り事業

高齢者の自立した在宅生活援助や介護予防のため、利用者の健康状態の把握、孤独感の解消、安否の確認を行い、在宅での調理が困難な高齢者に、栄養のバランスの取れた食事を居宅に配達し、一食当たり300円を助成します。

【対象者】

市内に住所を有する見守りが必

要で、調理が困難な高齢者など

6 家族介護慰労事業

介護保険で要介護4・5と認定され、介護保険サービスを過去1年間利用しなかった高齢者などを介護する家族に、介護に対する慰労金を年額10万円支給します。

【対象者】

市内に住所があり、次のすべての条件に該当する人を同居か近隣に居住して介護している人
① 介護保険法で、要介護4・5と認定され、1年以上経過している人
② 過去1年間介護保険サービスを受けていない人
③ 継続して1年以上、市内に住所がある人
④ 当該年度に市市民税非課税世帯の人
⑤ 介護保険料を、世帯全員が完納

していること

7 軽度生活援助

65歳以上の高齢者のみの世帯などで、生活支援を必要とする人に、散歩の付き添いなど軽易な生活支援と、75歳以上の高齢者のみ世帯などで、介護認定要支援1以上の人で支援を必要とする人に、庭木の剪定などの生活環境整備の支援を行います。

対象者・内容・利用料など、詳細はご相談ください。



◇障害者の皆さんへのサービス

1 身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳の交付
身体障害・知的障害・精神障害

のある人に、申請により各種の手帳を交付します。手帳を持っている人は、障害の程度・内容などで、

医療費の助成、公共料金などの割引引き、税の軽減があります。そのほかに、手帳を提示すれば公共交通機関やタクシーを利用した場合に、運賃の割り引きも受けられます。

2 医療費の助成

● 障害者自立支援医療

1 更生医療
身体障害者手帳を持っている人が、障害の更生のため、治療・手術を受けるとき、治療費の一部を助成します。事前に申請が必要です。

2 精神通院医療

精神障害のある人が、病院などに通院する場合、医療に要する費用の一部を医療保険と公費で助成します。

● 心身障害者医療費公費負担制度

身体障害・知的障害のある人が、病院などで診察を受けた場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金を引いた額を公費で助成します。なお、所得額で制限があります。

【心身障害者医療費の問い合わせ先】

市市民課

☎0869-22-3958

3 障害のある人の手当など

● 特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を育てている父母か養育者に、手当を支給します。ただし、所得額で制限があります。

● 特別障害者手当

常時特別の介護を必要とする在宅の最重度障害がある人に、手当を支給します。ただし、所得額で制限があります。

● 障害児福祉手当

在宅で重度の障害のある児童に手当を支給します。ただし、所得額で制限があります。

● 障害児福祉年金の支給

身体障害者手帳1～4級か療育手帳か精神障害者保健福祉手帳1～2級を持っている20歳未満の人で、基準日(毎年4月1日)に1年以上市内に居住している人に、年金を支給します。障害の程度などで、金額を決定します。

4 障害のある人の在宅福祉サービス

● 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴、排せつ、食事の介